

令和5年度 私立高等学校等の奨学給付金事業のお知らせ

岐阜県 環境生活部 私学振興・青少年課

岐阜県では、授業料以外の教育費負担を軽減するため、**低所得世帯を対象**として、高等学校等奨学給付金を支給します。(返済不要)

本事業は、高校生等の保護者が岐阜県に住所を有することを要件としているため、保護者の住所が県外にある場合は、該当の都道府県にお問い合わせください。

1. 制度の概要

(1) 支給要件

令和5年7月1日現在、次の要件をすべて満たす場合に、奨学給付金の支給を受けることができます。

○「**生活保護(生業扶助)受給世帯**」又は「**非課税世帯(保護者全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が0円の世帯)**」であること。

○保護者が岐阜県内に在住していること。

○生徒が就学支援金事業対象である私立学校に在学し、就学支援金の支給を受ける資格を有する者であること。

○同一費目に対する他の措置費を受給していないこと。

※児童養護施設等に入所している方、及び里親に養育されている方で、給付金と同じ費目に対して措置費が支給されている場合は、奨学給付金は支給されません。

※支給要件に該当しない方は申請不要です。

(2) 支給額(私立高等学校等に在学する生徒1人当たり)

①生活保護(生業扶助)受給世帯

52,600円/年

②非課税世帯(保護者全員の市町村民税所得割額が0円の世帯)

52,100円/年(通信制)

※②については上記支給額に物価高騰対策加算分として4,000円を加算

【考え方】

・支給区分は、生活保護受給世帯が優先されます。

(3) その他留意事項

- ・家計急変用で申請した方は、通常用では申請できません。(二重受給はできません。)
- ・2校以上の高等学校等に在学する場合には、生徒の選択により、どちらか1つの学校を選択する必要がありますので学校に相談してください。(二重受給はできません。)
- ・支給対象は、7月1日(基準日)に在学している方です。6月末までに退学・転学した場合は、支給されません。
- ・偽りその他不正の手段により支給を受けた場合は、支給の決定を取り消し、給付金の返還を命じることがあります。

2. 申請手続き等

(1) 提出書類 申請書及び委任状のほか、それぞれの区分に対応した書類を提出してください。
【県内校の場合】

世帯区分	生活保護（生業扶助） 受給世帯	保護者等全員の道府県民税及び市町 村民税所得割額が0円の世帯
		通信制
支給額	52,600円	52,100円
①申請書	○	○
②生活保護（生業扶助）受給証明書 ※福祉事務所が7/1以降に発行した 「生業扶助」の記載があるもの	○	
③課税証明書等 ※高等学校等就学支援金を受給して いる場合は省略可		○
④在学証明書	省略	省略
⑤委任状	○	○

※上記書類で支給要件が確認できない場合、追加で書類を提出いただく場合があります。
※非課税世帯については上記支給額に物価高騰対策加算分として4,000円が加算されます。

(2) 申請書提出先及び受付期間
令和5年9月22日（金）

(3) 支給決定通知書の送付及び給付金の支給

- ・申請後、支給決定（不決定）通知書が学校を經由して送付されます。（12月上旬予定）
- ・給付金は、支給決定通知後、原則として学校を通じて支給されますが、学校徴収金に充当される場合があります。（12月下旬予定）

【奨学給付金申請書類に関するお問い合わせ】

ぎふ国際高等学校

電話：058-251-8181